

情報通信技術によるシステム開発業務に係る総合評価一般競争入札の実施に関する要綱

(平成 18 年 5 月 16 日 市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年仙台市規則第 93 号。以下「特例規則」という。）及び仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成 6 年仙台市訓令第 18 号）に定めるもののほか、情報通信技術によるシステムの開発業務に係る契約の締結に当たり本市が実施する令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札（以下単に「総合評価一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務等)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、情報通信技術によるシステムの開発業務であって次に掲げるもののうちから市長が選定するものとする。

- (1) 対象業務に係る入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）相互の間において、当該入札において提示する内容に係る性能、機能、技術、履行能力方法、運営方法等に相当程度の差異が生じ得ると認められるもの
- (2) 対象業務の施行に係る総合的な費用（入札に係る契約金額(以下「契約金額」という。))に、対象業務の施行に関し提供されることとなる設備、物品等に係る管理運営及び維持更新に要する費用等契約金額以外に将来発生する経費で本市の負担となるもの見込み額を加えた額をいう。)に、相当程度の差異が生じ得ると認められるもの

(落札者決定基準の決定)

第3条 市長は、対象業務を選定したときは、当該対象業務について、令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準（以下単に「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準には、対象業務に係る技術的な事項に対する入札参加者による提案の内容を評価するための項目（以下「評価項目」という。）及びその方法（以下「評価方法」という。）並びに入札価格に対する評価の方法その他の落札者の決定方法に関する事項を定めるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

(学識経験者からの意見聴取)

第4条 市長は、前条第 1 項の規定により落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ対象業務ごとに 2 人以上の学識経験者（令第 167 条の 10 の 2 第 4 項に規定する学識経験を有する者（以下単に「学識経験者」という。）を選任し、意見を聴くものとする。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- 3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見を聴くものとする。
- 4 意見の聴取は、会議、面接又はこれらに代わる適切な方法によるものとする。

(評価項目)

第5条 評価項目について定める事項は、対象業務に関する事項で次に掲げるものを基本とする。

- (1) 性能及び機能に関する事項
- (2) 信頼性及び安全性に関する事項
- (3) 拡張性及び柔軟性に関する事項
- (4) 保守及び支援に関する事項
- (5) 入札参加者の技術力及び供給能力に関する事項

2 市長は、評価項目ごとに、要求する要件（以下「要求要件」という。）を定めるものとする。ただし、要求要件を定める必要がない評価項目については、この限りでない。

(評価方法及び技術提案評価点)

第6条 市長は、評価項目ごとに、その必要度及び重要度に応じ配分点を設定する。

- 2 市長は、評価項目ごとに、配分点の範囲内で提案内容に対する評価に応じ評価点を与える。
- 3 前項の規定により与えられた評価項目ごとの評価点は、これらを合計して技術提案評価点とする。

(落札者決定の方法)

第7条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限を超えている入札
- (2) 要求要件のいずれかを満たしていない入札

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第2号に規定する入札に代えて、要求要件の全てを満たしていない入札を無効の入札とすることができる。

3 市長は、前2項の規定により無効とされた入札以外の入札を行った者のうちから、次に掲げるいずれかの方式の算式により算出した総合評価点が最も高い者を落札者として決定するものとする。この場合において、当該方式の算式により算出した総合評価点の最も高い提案をした者が2人以上あるときは、直ちに当該総合評価点の最も高い提案をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- (1) 加算方式（予定価格ベース）
 - ア 総合評価点＝技術提案評価点＋価格評価点
 - イ 価格評価点＝価格評価に係る配点×（予定価格－入札価格）／予定価格
- (2) 加算方式（最低価格ベース）
 - ア 総合評価点＝技術提案評価点＋価格評価点
 - イ 価格評価点＝価格評価に係る配点×最低入札価格／入札価格

(3) 除算方式

総合評価点＝技術提案評価点／入札価格

4 市長は、前項の規定により難しい場合は、同項に規定する方法と異なる方法を定め、落札者の決定を行うことができる。

(入札の公告)

第8条 第2条第1項の規定により対象業務の選定を行ったときは、規則第5条（対象業務が特例政令第4条の特定調達契約に係るもの（以下「特定調達契約対象業務」という。）である場合にあっては、同条及び特例規則第6条）の規定により対象業務ごとに公告するものとする。

(入札参加希望者に交付する書類等)

第9条 市長は、総合評価一般競争入札を実施する場合には、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した入札説明書を入札への参加を希望する者に交付するものとする。

- (1) 特定調達契約対象業務に係る入札 総合評価一般競争入札の方法による旨、落札者決定基準及び特例

規則第9条に規定する事項

- (2) 対象業務に係る入札で前号に規定する入札以外のもの 規則第5条の規定により公告することとされている事項

(資料の提出要求等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、入札参加者に対し、対象業務に係る入札において当該入札参加者が提示する内容に係る性能、機能等についての試験結果等に関する資料を提出させ、又は当該入札参加者が提出した資料に関する調査を実施することができる。

(総合評価委員会の設置)

第11条 次に掲げる事項を審議するため、対象業務ごとに総合評価委員会を設置する。

- (1) 落札者決定基準の策定に関する事項
- (2) 技術提案内容の評価に関する事項
- (3) 落札候補者の決定に関する事項
- (4) 検討部会の設置に関する事項
- (5) その他前各号に規定する事項に関連する事項

(委員)

第12条 総合評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、関係課長のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、その対象業務に係る入札の落札者の決定に関する審議事項の関連事務が終了するまでとする。

(委員長)

第13条 総合評価委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、総合評価委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、総合評価委員会における審議の結果を、速やかに市長に報告するものとする。

(会議)

第14条 総合評価委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、評価委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 総合評価委員会が審議すべき事項に利害関係を有する委員は、その事項に関する審議に参加することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、委員長が総合評価委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りでない。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 7 委員長は、会議が終了したときは、必要に応じてその結果を仙台市契約事務に関する審査委員会規程第1条第1号に規定する契約事務特別委員会に報告するものとする。

(検討部会)

第15条 特別な事項を調査検討させるため、委員長が必要があると認めるときは、総合評価委員会に検討部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会の構成員（以下「部会員」という。）は、関係課の係長以下の職員のうちから委員長が指名する。ただし、あらかじめ総合評価委員会に諮って、その他の市職員のうちから指名することができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によって定める。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。
- 7 会議は、部会員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 8 部会が審議すべき事項に利害関係を有する部会員は、その事項に関する審議に参加することができない。
- 9 部会長は、部会における審議の結果を、総合評価委員会に報告するものとする。

（委任）

第 16 条 第 11 条から前条までに定めるもののほか、総合評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が総合評価委員会に諮って定める。

（事務局）

第 17 条 総合評価一般競争入札の実施に関する事務は、対象業務に係る事業の主たる所管課において処理する。

（雑則）

第 18 条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 16 日から実施する。

附 則（平成 19 年 6 月 30 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の情報通信技術によるシステム開発業務に係る総合評価一般競争入札の実施に関する要綱の規定は、平成 19 年 7 月 18 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 2 月 29 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 20 年 3 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の情報通信技術によるシステム開発業務に係る総合評価一般競争入札の実施に関する要綱の規定は、平成 20 年 3 月 1 日以後に落札者決定基準に関し学識経験を有する者の意見を聴く契約について適用し、同日前に当該意見を聴いたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 10 月 7 日改正）

この要綱は、平成 27 年 10 月 7 日から実施する。